

箕輪町空き家解体事業補助金

〔補助金額〕 経費の1/5, 上限20万円
※経費の1/3, 上限30万円

※解体後の跡地を箕輪町空き家・空き地バンクに売買物件
または賃貸物件として登録する場合

空き家の解体費用の一部助成



対象となる建物

※すべての要件を満たす物件が対象

- ・ 町内の空き家で、建築基準法改定前に建築されたもの（建築・築造が昭和56年5月31日以前）。
- ・ 空き家の期間が1年以上のもの
- ・ 空き家に所有権以外の権利が設定されていないもの（**抵当権などがあると不可**）
- ・ 公共事業による移転等の補助対象でないもの
- ・ 申請年度内に解体工事が完了するもの

対象となる人

- ・ 当該空き家の所有者もしくは相続人
- ※共有者がいる場合には全ての共有者から解体の同意が得られていること
※複数の相続人がいる場合には全ての相続人から解体の同意が得られていること
※所有者及び同一世帯全員が町税等を滞納していないこと
※暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと

対象となる工事

- ・ 空き家の全部を解体する工事
※同じ敷地にある附属の工作物を同時に解体する場合、これも含む

補助金額

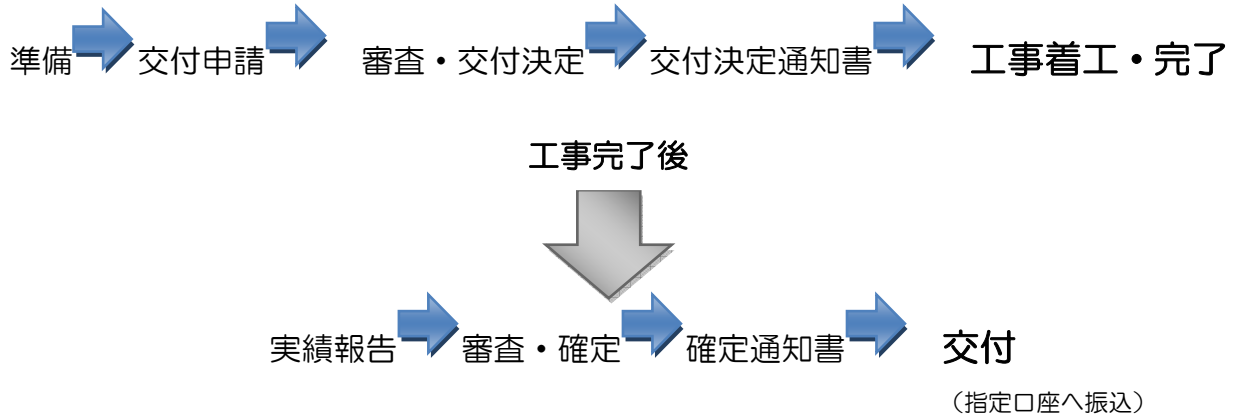
【通常】

- ・ 経費の1/5 上限20万円（1,000円未満切り捨て）

【解体跡地を箕輪町空き家・空き地バンクに登録する場合】

- ・ 経費の1/3 上限30万円（1,000円未満切り捨て）

手続きの流れ



①準備

- 解体内容・解体費用の確認
- 申請書類（添付書類含む）の準備

②交付申請(書類提出)

【町からの書類】

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）

【ご用意いただく書類】

- 空き家の登記事項証明書
- 敷地の登記事項証明書
- ※未登録の場合：固定資産税納税通知書等
- 解体費用の見積書（写し）
- 位置図
- 解体前の写真

③審査・交付決定→決定通知書（町から発送）→工事着工→工事完了

④実績報告（書類提出）

※解体工事が終わってから1か月以内/年度末のいずれか早い期日までに報告

【町からの書類】

- 実績報告書（様式第4号）
- 請求書（様式第5号）

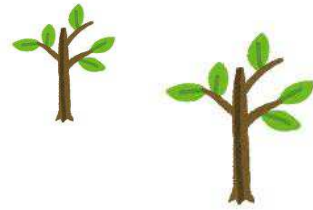
【ご用意いただく書類】

- 領収書等の支払いを証する書類（写し）
- 解体後の写真
- 産業廃棄物管理表建設関連廃棄物マニフェスト（E）

⑤審査→確定通知書→交付（口座振り込み）

※確定通知が届いてから1～2週間ほどで指定口座に振り込まれます。

補助金に関するQ&A



Q 箕輪町民でないと
申請できませんか？

A 町外在住者であっても、町内に
空き家を所有する方であれば
申請できます。

Q 今、住んでいる家を解体
する場合、補助を受けら
れますか？

A 空き家の解体が補助の対象にな
ります。住んでいる家は対象と
なりません。

Q 空き地バンクには必ず登
録しないとイケませんか？

A 空き地バンクへの登録は任意に
なります。登録する場合は、
補助率と上限額が変わります。

Q 空き家の名義が亡く
なった父の名義ですが。

A 申請する方が、該当物件の相続人
であることが確認できれば、申請
できます。(複数いる場合は同意
が必要)

Q 補助金は先着順ですか？

A 補助金は、先着順とし、予定して
いる予算額を超えると終了する場
合があります。

Q 申請書類は、どこで入手
できますか？

A 次の場所から入手できます。
② 箕輪町 HP からダウンロード
② 箕輪町役場移住定住推進係
(1F 会計課横) で配布



【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課
みのわの魅力発信室 移住定住推進係
電話：0265-79-3153 (直通)
Email：miryoku@town.minowa.lg.jp